

生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準

制	定	平成15年10月31日農林水産省告示第1796号
改	正	平成18年2月22日農林水産省告示第186号
改	正	平成20年11月11日農林水産省告示第1609号
改	正	平成26年2月25日農林水産省告示第298号
最終改正		平成28年6月1日農林水産省告示第1261号

一 生産及び保管に係る施設

1 生産に係る施設

次の条件に適合していること。

- (1) 生産に係る記録をする場所が、生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号。以下「日本農林規格」という。）第2条に規定する生産情報（以下「生産情報」という。）の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。
- (2) と畜場が、日本農林規格に従って生産された牛のと畜処理及びと畜に関する記録をするに際し、他の牛と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。

2 保管に係る施設

- (1) 日本農林規格に従って生産された牛肉を、他の牛肉と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。
- (2) 生産情報の記録について、他の記録と区別して3年間保管するに支障のない広さ及び構造であること。

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

- 1 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。）又は把握を担当する者に、次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 次のアからウまでに掲げる事項に対応させて、生産情報を一元的に記録し、及びその記録を保管すること。

ア 国内で出生した牛にあつては、個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）第2条に規定する個体識別番号をいう。以下同じ。）

イ 輸入された牛にあつては、次の(ア)及び(イ)に掲げる事項

(ア) 出生から牛トレサ法第9条の規定により個体識別番号が通知されるまでの

間にあつては、個体識別情報（牛の個体を識別するために必要な情報として生産行程管理者が指定する番号又は記号その他のものをいう。以下同じ。）

(イ) 牛トレサ法第9条の規定により個体識別番号が通知されてからとさつまでの間にあつては、個体識別番号

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛にあつては、個体識別情報

(3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

2 管理者（生産行程管理者の職員又は外注管理の受託者であつて、牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる職務を行わせること。

(1) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、牛が出生した時に当該牛の管理者が当該牛の個体識別情報を表示した耳標その他の物体を遅滞なく当該牛に装着するとともに、やむを得ない理由がある場合を除いて、当該物体が牛から取り外されることのないよう管理すること。ただし、輸入された牛にあつては、牛トレサ法第9条の規定により個体識別番号の通知を受けた後は、この限りでない。

(2) 管理者が生産行程の管理又は把握を担当する者同一の者でない場合にあつては、管理者において個体識別番号等に対応させて牛の個体ごとに生産情報を記録し、生産情報の管理又は把握を担当する者に当該記録を確実に伝達すること。

(3) やむを得ない理由により、個体識別番号を表示した耳標又は個体識別情報を表示した耳標その他の物体が牛から取り外されたときは、これに代わって当該牛の個体を識別するための措置を生産行程管理者の指示により講じること。

3 牛肉の生産情報の公表を担当する者（生産行程管理者の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者）に、当該牛肉の生産情報を個体識別番号又は個体識別情報ごとに、とさつされた日から3年以上公表させること（生産情報以外の情報を公表する場合にあつては、生産情報とそれ以外の情報に分けて公表させること。）。ただし、個体識別番号又は個体識別情報に対応する生産情報公表牛肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあつては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表牛肉に係る生産情報の公表を取りやめることができる。

4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、(7)に掲げる事項については、生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行われていない肉用子牛の生産者から家畜市場を通じて肉用子牛を購入する場合に限る。

(1) 生産情報の記録、保管及び公表に関する事項

(2) と畜処理に関する事項

(3) 牛肉の保管及び出荷に関する事項

(4) 苦情処理に関する事項

(5) 年間の生産計画の策定及び当該計画の登録認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項

(6) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての登録認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

(7) 肉用子牛の購入に関する事項

5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該牛のとさつの日から3年以上保持するとともに、生産情報を当該牛のとさつの日から3年以上公表すること。ただし、個体識別番号又は個体識別情報に対応する生産情報公表牛肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表牛肉に係る生産情報の公表を取りやめることができる。

6 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産（と畜処理を含む。以下同じ。）又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの

(3) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、登録認定機関が指定する講習会（以下「講習会」という。）において牛肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了していること。

(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において牛肉の生産情報に係る管理又は把

握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項
 - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - (4) 出荷後に生産情報公表牛肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - (5) 記録の作成及び保存に関する事項
 - (6) 生産情報に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的事項
 - (7) 登録認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
- 3 牛肉に付与する個体識別番号、個体識別情報又は荷口番号の伝達が適切に行われることが確実に認められること。
- 4 生産情報公表牛肉の表示が日本農林規格第4条又は第6条に規定する基準に従い、適切に行われることが確実に認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者

格付担当者として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表牛肉に係る格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1人選任されていること。

最終改正の附則（平成28年6月1日農林水産省告示第1261号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第19条の3第2項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、こ

の告示による改正後の生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準の四の1の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から1年間は、出荷後に生産情報公表牛肉の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、格付規程を整備しないことができる。